明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○食品表示基準（内閣府一〇）　一
○食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（同一一）　一〇六
〔府令・省令〕
○食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令（内閣府・財務一）　一一三
○食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一）　一一三
○食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令（内閣府・農林水産二）　一一四
〔省　令〕
○酒税法施行規則の一部を改正する省令（財務九）　一二五
○食品表示法第八条第二項及び第九条第一項の規定による立入検査及び質問並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第五条第三項、第四項及び第七項の規定による都道府県知事の報告に関する省令（農林水産一二）　一二七
○食品表示法の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（同一三）　一二九
○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令（環境七）　一三三
〔告　示〕
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件（文部科学五四）　一三三
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件の一部を改正する件（同五五、五六）　一三三
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働八一）　一三四
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産六四九）　一三四

府令

○内閣府令第十号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項の規定に基づき、食品表示基準を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

食品表示基準

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　加工食品
第一節　食品関連事業者に係る基準
第一款　一般用加工食品（第三条―第九条）
第二款　業務用加工食品（第十条―第十四条）
第二節　食品関連事業者以外の販売者に係る基準（第十五条―第十七条）
第三章　生鮮食品
第一節　食品関連事業者に係る基準
第一款　一般用生鮮食品（第十八条―第二十三条）
第二款　業務用生鮮食品（第二十四条―第二十八条）
第二節　食品関連事業者以外の販売者に係る基準（第二十九条―第三十一条）
第四章　添加物
第一節　食品関連事業者に係る基準（第三十二条―第三十六条）
第二節　食品関連事業者以外の販売者に係る基準（第三十七条―第三十九条）
第五章　雑則（第四十条・第四十一条）
附則

第一章　総則

（適用範囲）

第一条　この府令は、食品関連事業者等が、加工食品、生鮮食品又は添加物を販売する場合について適用する。ただし、加工食品又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合には、第四十条の規定を除き、適用しない。

（定義）

第二条　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　加工食品　製造又は加工された食品として別表第一に掲げるものをいう。

二　生鮮食品　加工食品及び添加物以外の食品として別表第二に掲げるものをいう。

三　業務用加工食品　加工食品のうち、消費者に販売される形態となっているもの以外のものをいう。

四　業務用生鮮食品　生鮮食品のうち、加工食品の原材料となるものをいう。

五　業務用添加物　添加物のうち、消費者に販売される形態となっているもの以外のものをいう。

六　容器包装　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第五項に規定する容器包装をいう。

七　消費期限　定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。

八　賞味期限　定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。